

中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）  
提案評価基準

この提案評価基準（以下、「本書」）は、クリアウォーターOSAKA 株式会社（以下、「当社」又は「発注者」）が「中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）」（以下、「本業務」）を発注するため、本業務を受注する民間事業者（以下、「受注者」）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めるものである。また、本書は、プロポーザル参加希望者（以下、「参加者」）に交付するものであり、本書及び別冊とともに以下の書類で一体を成すものである（これらの書類を総称して、以下、「プロポーザル実施要領等」）。

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 要求水準書
- ③ 提案評価基準
- ④ 様式集
- ⑤ 契約書（案）
- ⑥ 設計図書
- ⑦ その他、発注者が公表した書類
- ⑧ 上記に関する質問回答書

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、当社に提出するものである。

## 目次

1. 審査方法 .....	3
1.1. 審査方式 .....	3
1.2. プロポーザル方式審査委員会の設置 .....	4
1.3. プロポーザル審査事務局の設置 .....	4
2. 審査内容 .....	4
2.1. プロポーザル参加資格の確認 .....	4
2.1.1. 必要書類の確認 .....	4
2.1.2. 参加資格の確認 .....	4
2.1.3. 企画技術提案書等の提出 .....	4
2.2. 企画技術提案審査 .....	4
2.2.1. 必要書類の確認 .....	4
2.2.2. 企画技術提案書等のヒアリング .....	4
2.2.3. 提案の審査 .....	5
2.2.4. 提案内容審査の得点化 .....	5
2.2.5. 総合評価点の算出（総合的評価） .....	5
2.2.6. 最優秀提案者事業者及び次点者の選定 .....	5
3. 総合評価点の算出方法 .....	5
3.1. 配点方針 .....	6
3.2. 企画技術提案書の評価項目等 .....	6
3.3. 5段階評価における評価点の算出方法 .....	6
3.4. 価格評価点の算出方法 .....	6
別添 表－1 評価項目及び配点基準 .....	7

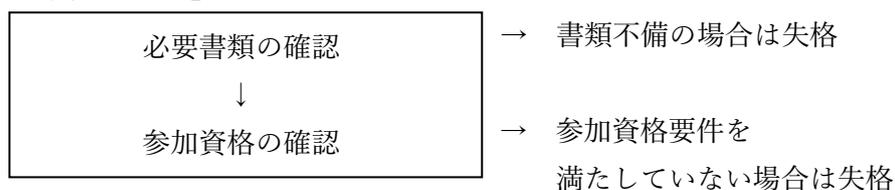
## 1. 審査方法

### 1.1. 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受注者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画技術提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積金額を総合的に評価する。

受注者決定フローは、下図に示すとおりである。

#### 【プロポーザル参加資格の確認】



#### 【企画技術提案審査】

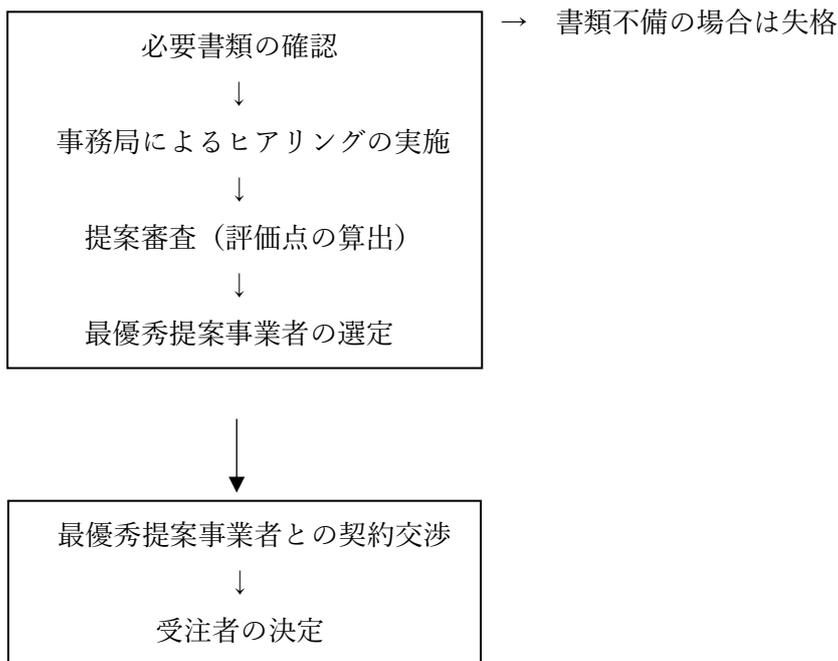


図1 受注者決定フロー

### 1.2. プロポーザル方式審査委員会の設置

当社は、企画技術提案書等の審査を実施するため、「クリアウォーターOSAKA 株式会社プロポーザル方式審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、提案評価基準に基づき企画技術提案書等の審査を行う。

### 1.3. プロポーザル審査事務局の設置

委員会は、委員会の庶務及び必要書類の確認等を実施するため、プロポーザル審査事務局（以下、「事務局」）を設置する。

## 2. 審査内容

### 2.1. プロポーザル参加資格の確認

#### 2.1.1. 必要書類の確認

事務局は、参加者から提出された参加資格確認書類について、公募型プロポーザル実施要領において求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は委員会の承諾を受けた上で失格とする。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

#### 2.1.2. 参加資格の確認

事務局は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、委員会の承諾を受けた上で失格とする。

#### 2.1.3. 企画技術提案書等の提出

公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件の確認を受けた参加者は、「企画技術提案審査」を受けるため、公募型プロポーザル実施要領において求めた必要書類をすべて提出するものとする。

なお、参加資格があると認められた参加者を以下、「企画技術提案者」という。

### 2.2. 企画技術提案審査

#### 2.2.1. 必要書類の確認

事務局は、企画技術提案者から提出された公募型プロポーザル実施要領において求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は、委員会の承諾を受けた上で失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

#### 2.2.2. 企画技術提案書等のヒアリング

企画技術提案者を対象に、6月上旬（予定）に事務局が提出された企画技術提案書等の内容についてヒアリングを実施する。

説明者数の上限は4名までとする。説明及び質問に対する回答は配置予定の統括責任者が主体となって説明すること。

なお、参加者である単独企業若しくは共同企業体の構成員（代表企業を含む。）以外の者の出席は認めない。説明者の役職（配置技術者上の役職、統括責任者等）を述べた上で発言

すること。

実施日時等については別途通知する。

### 2.2.3. 提案の審査

委員会は、7月上旬（予定）に企画技術提案書等の内容、ヒアリング結果を踏まえた上で「3.総合評価点の算出方法」に基づいた審査及び評価を実施する。

ただし、提案審査は、委員会が認めた場合、必要に応じて書面等にて開催できるものとする。ただし、開催方法については委員会で決定し、企画技術提案者に通知するものとする。

### 2.2.4. 提案内容審査の得点化

委員会は、企画技術提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容及び参考見積り金額（価格要素）について審査し、「3.総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点及び価格評価点の算出）を行う。

### 2.2.5. 総合評価点の算出（総合的評価）

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

### 2.2.6. 最優秀提案事業者及び次点者の選定

委員会は、総合評価点によって評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を最優秀提案事業者として選定する。

また、次に高い提案を行った者を次点者とする。

総合評価点 = 各委員の総合評価点の和

なお、総合評価点と同点で最優秀提案事業者が2人以上となったときは、参考見積金額が低い提案を行った者を最優秀提案事業者として選定する。この場合において、参考見積金額が同額であるときは委員会に諮って最優秀提案事業者を選定する。また、次点者についても同様とする。

技術評価点の最低基準点は、技術評価点を委員会の委員の数で除した平均評価点が400点以上とし、400点未満の場合は最優秀提案事業者を選定しない。参加者が1者のみであった場合も平均評価点が400点以上であれば最優秀提案事業者とする。

## 3. 総合評価点の算出方法

### 3.1. 配点方針

企画技術提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ700点及び100点を満点とし、技術評価

点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点 (800 点満点)} = \text{技術評価点 (700 点満点)} + \text{価格評価点 (100 点満点)}$$

### 3.2. 企画技術提案書の評価項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たり、提案審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）は、別添の表-1「評価項目及び配点基準」のとおりとする。

また、提案審査の評価対象、評価項目については、ヒアリングの実施結果も踏まえて評価する。

### 3.3. 5段階評価における評価点の算出方法

表-2に示す5段階評価による得点化方法により、評価項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、評価項目別の得点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求める。

表-2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、優れていると認められる。	配点×1
B	当該評価項目について、やや優れていると認められる。	配点×3/4
C	当該評価項目について、普通である。	配点×2/4
D	当該評価項目について、やや劣ると認められる。	配点×1/4
E	当該評価項目について、劣ると認められる。	配点×0

### 3.4. 価格評価点の算出方法

価格評価点は、「参考見積金額」の消費税及び地方消費税を含まない工事価格と業務価格の合計額から以下により得点化する。

- ① 企画技術提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、契約上限額を超える参加者は失格とする。
- ② 参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格以下のうち、最低の参加者に配点の満点である100点を価格評価点として付与する。
- ③ 上記①②以外の参加者の得点は、下記の算定式により②の最低価格との比率をもって小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位まで求める。

$$\text{算定式 価格評価点} = \text{配点 (100 点)} \times (\text{最低価格} \div \text{当該参加者の見積価格})$$

表一-1 評価項目及び配点基準

評価項目	評価内容	評価の着眼点	配点区分	配点	備考		
事業者に関する項目	業務実績	(1)統括管理業務を担当する企業の受注実績	・本業務と、同種又は類似業務を含む下水道管路包括管理業務の共同企業体の代表 ・土木工事の共同企業体の代表	20 10	20	・2011年度以降の履行実績（履行中のものは不可）	
		(2)定型的管理保全業務における計画的実施業務を担当する企業の受注実績	・当社又は大阪市発注の本業務と、同種又は類似業務の元請け ・当社又は大阪市発注の本業務と、同種又は類似業務の下請け	20 10	20	・2011年度以降の履行実績（履行中のものは不可）	
		(3)定型的管理保全業務における随時対応（修繕等工事）業務を担当する企業の受注実績	・当社又は大阪市発注の本業務と、同種又は類似業務の元請け ・当社又は大阪市発注の本業務と、同種又は類似業務の下請け	20 10	20	・2011年度以降の履行実績（履行中のものは不可）	
		(1)地域の精通度	・主たる営業所又は本店を大阪市内に有し、かつ契約を締結する営業所を大阪市内としている	20×補正率	20	・共同企業体等の場合は、加対象企業数/構成企業数で補正	
			(2)資格者の保有状況	・「1級土木施工管理技士」の有資格者	5点×人数	20	・複数の資格を有する場合は1人として評価 ・共同企業体等の場合は、構成員全体で評価
		・「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の有資格者		5点×人数			
企画・技術提案に関する項目	業務実施体制	(1)統括責任者	・当社又は大阪市発注の下水道管路等小規模修繕工事の、監理技術者又は主任技術者の経験がある者の配置	20	40		
			・「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の配置	20			
		(2)副統括責任者	・当社又は大阪市発注の下水管きょ調査清掃業務の業務責任者の経験がある者の配置	20	40		
			・「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の配置	20			
		(3)配置予定技術者（定型的管理保全業務における計画的実施業務）	・当社又は大阪市発注の下水管きょ調査清掃業務の業務責任者の経験がある者の配置	20	40		・統括責任者又は副統括責任者又は随時対応（修繕等工事）業務にかかる主任技術者が兼務する場合は、加しない
			・「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の配置	20			
		(4)配置予定技術者（定型的管理保全業務における随時対応（修繕等工事）業務）	・当社又は大阪市発注の、下水道管路等小規模修繕工事の、監理技術者又は主任技術者の経験がある者の配置	20	40		・統括責任者又は副統括責任者又は計画的実施業務にかかる主任技術者が兼務する場合は、加しない
			・「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の配置	20			
	各業務の要求事項に対する考え方や提案	(1)統括管理業務に対する提案	1)各業務を迅速かつ的確に行うための体制の構築	—	—	・共同企業体の構成員及び下請け（再委託）企業を対象として総合的に評価	
			・施工予定業者の中に当社又は大阪市発注の下水管きょ調査清掃業務の、元請又は下請けの施工実績のある企業、地元精通した企業が多数含まれているか	5段階評価	40		
			・加えて提案書類提出時に上記企業と業務提携をしているか	5段階評価	40		
			2)現場作業従事者に、状況判断、作業指示ができる技術者の配置	—	—		
			・当社又は大阪市発注の、下水管きょ調査清掃業務又は下水道管路等の修繕工事の経験がある者 ・地方共同法人日本下水道事業団が実施する「第3種技術検定」又は「下水道管理技術認定試験（管路施設）」の合格者 ・「下水道管路専門技士（調査・清掃・修繕）」の有資格者等の配置	5段階評価	40		
			3)効率的、効果的に業務を遂行するための実効性のある方策の提案	—	—		
		(2)定型的管理保全業務（計画的実施業務）に対する提案	・各工事・業務の適切な実施の確認が行える、施工記録の作成手法や写真撮影手順等における工夫など具体的な提案をしているか	5段階評価	40	・共同企業体の構成員および下請け（再委託）企業を対象として総合的に評価	
			・業務全体の品質管理や進捗管理の業務改善につながるモニタリング計画を提案しているか	5段階評価	20		
		(3)定型的管理保全業務（緊急対応業務）に対する提案	1)本管調査業務を効率的に施工するための実効性のある方策を提案しているか	5段階評価	40	・共同企業体の構成員および下請け（再委託）企業を対象として総合的に評価	
			2)現場条件の厳しい（狭小道路埋設・高水位）箇所の調査手法について、これまでの経験、知見を活かした具体的な提案をしているか	5段階評価	40		
		(4)定型的管理保全業務（緊急対応業務）に対する提案	1)緊急時（下水管閉塞・道路陥没・苦情）に迅速かつ的確に対応するための実効性のある体制の構築	—	—	・共同企業体の構成員および下請け（再委託）企業を対象として総合的に評価	
			・現場事務所や作業基地の位置と緊急時に確実に使用できる機材や車両（リース契約を含む）の種類、台数、緊急事案が同時に複数発生した場合に対応可能な班体制の確保など具体的な提案をしているか ・清掃、調査、修繕等を一連の作業として効率的に実施する方策など具体的な提案をしているか	5段階評価 5段階評価	40 40		
(5)災害対応業務に対する提案	2)現場条件の厳しい（狭小道路埋設・土被りの大きい・高水位・圧送管）箇所の緊急時対応について、これまでの経験、知見を活かした具体的な提案をしているか	5段階評価	40				
	(4)定型的管理保全業務（随時対応業務）に対する提案	・下水道管損傷箇所の修繕やます及び取付管の設置にあたり施工不良を防ぐための作業手順・手法など具体的な提案をしているか	5段階評価	40			
(5)災害対応業務に対する提案	・大規模地震や台風等の豪雨災害時に当社から要請があった場合に、受注者として提案できる支援内容、規模（動員人数・資器材等） ※費用については、要請時に受注者と協議の上決定し、発注者が負担する	5段階評価	20				
技術評価点合計				700	・最低基準点（400点）未满是失格		
価格評価点	基礎点（100点）×（最低の参考見積価格金額/当該参加者の参考見積価格金額）			100	・契約上限額（消費税相当分を除く）を超えた場合は失格		
総合評価点	技術評価点（700点）+価格評価点（100点）			800			

※表中の、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路専門技士（調査・清掃・修繕）」は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定による資格

5段階評価については、別冊の「提案評価基準 3.3. 5段階評価における評価点の算出方法」を参照のこと